

ボランティアチーム 主催 「朗読劇と交流会」

11月9日 京橋事務所(本部) 参加50名

愉快なお話、心温まるお話に気持ちがほっこり



視覚に障がいのある組合員さんとの交流を目的に楽しい行事を開催しているボランティアチームのみなさん。今回は穏やかなひとときを過ごしてもらおうと朗読会を企画、視覚障がい者以外の方も一緒に楽しみました。



参加者のみなさんは笑顔で



「サン☆とわみ」のみなさん
(左から村上さん、香川さん、安田さん)

「サン☆とわみ」のみなさん魅了され、終演には感謝の拍手でいっぱいになりました。午後からはお茶菓子も用意され、視覚障がい者どうしの交流も行われました。

くらしネット福祉 主催 「ガイドヘルプ(手引き)学習・講習会」

目の不自由な人に 気軽に声かけできる一歩として

11月13日・20日 京橋事務所(本部) 参加のべ27名



▲2人一組でアイマスクを付けた「視覚障がい者役」とガイド者を交互に体験



段差の手引きは、上るのか下るのかを先に伝え、まず先にガイドが一歩進んで誘導

参加者の感想

自分がアイマスクを着けて手引きしてもらったら不安で一杯…。手引き者の腕から伝わる動作と声かけは大事ですね。全部とても勉強になりました

安心安全が第一ということがよく解かり大事だと強く思いました



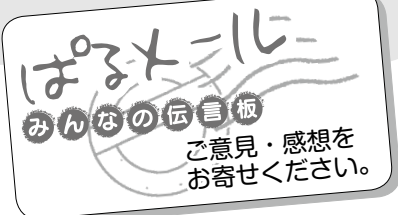
講師の社会福祉法人
日本ライトハウス
堀内恭子さん

歩行介助・誘導する方法です。くらしネット福祉では年に1回講習会を開き、目の不自由な人に気軽に「何かお手伝いしましょうか」と声かけができることを目指しています。

駅のホームから転落し死亡した事故もよく耳にします。「駅で一人白杖をついている方がいたらぜひ、お声をかけてほしいです」と講師の堀内さんが話されていました。



椅子の着席手引きは、椅子の向きや背もたれの有無、机もあるかなど情報を伝えることも重要



パソコンメールや携帯電話メールでのお便りは下記のアドレスへ
paltime@palcoop.or.jp



カメラ機能のある携帯電話はこれを読み取るとアドレス入力のかわりになります

ハガキまたはeメールで、機関紙ぱるタイムに対するご意見、住所、氏名(ふりがな)、組合員コードを記入してお送りください。クイズが無い号もどうぞ。掲載した方には図書カードをお送りします。

〒534-0024
大阪市都島区東野田町1-5-26
おおさかパルコープ
機関紙ぱるタイム係



おいしそうなレシピ

枚方市 久保 八重子さん

とってもおいしそうな「杵つきもちの柳川風」のレシピ。年末年始には家族に作るうと思いました。

見方が変わりました

中央区 島田 真紀さん

143号の「杵つきもちの柳川風」を拝見し、わが家でちよつと小腹が空いた時に作っているのに似ているかな?と。焼いたもちと卵スープを器に入れて、熱湯を注ぐだけで簡単にできるので重宝しています(どちらも買い置きしておける)。時に、おネギやワカメもプラスして。おいしいです。

近くで生産されていると知り嬉しい

北区 中尾 喜美子さん

143号の今回は、大好きなおもちの記事で、また、近くで生産されていると知りとても嬉しく読みました。年間を通しておもち生活です。

菜の花が出始めると納豆にのせて

枚方市 恵阪 由美さん

「CO・OP北海道の小粒納豆45g×3」は自動注文しています。おいしいです。菜の花が出始めると、サツと湯がいて納豆をのせて食べるのはまっています。

東北を改めて思い出します

大東市 花城 信子さん

最近、あまり触れられなくなった東北の情報が載っている改めて思い出されます。

クロスワードを解き始めたら…

天王寺区 瀧本 朝子さん

いつも楽しく読めます。クロスワードを解き始めたら終わるまで他の事が手付かずになってしまいます(笑)

生協の炒飯はおいしくて簡単

城東区 増田 紀子さん

生協の炒飯は種類が多くてほぼ毎週購入しています。電子レンジでチンしておいしく簡単です。

年末に向けてヤル気が出てきました

旭区 石山 茂子さん

普段から片付けが苦手な私は143号の「おかたづけ学習会」の記事を興味深く読みました。心のゆとりが生まれるんですね。年末に向けてヤル気が出てきました。



アイデアはいつも参考に

四條畷市 吉村 美佳さん

商品購入者の方々の「おいしかった!」「こんな食べ方がある」など、アイデアはいつも参考にさせてもらっています!自分では思いつかない商品やレシピに出会える嬉しいですね。一面掲載の「私のお気に入り」もまだまだ募集しています!ぜひ応募ください。企画回が近いものを順に載せていきます。

2017年度「所在不明組合員のみなし自由脱退手続き」についての公告

2017年12月21日
生活協同組合おおさかパルコープ 理事長 席田 喜代隆

「定款第10条第2項、第3項および第4項」、ならびに「所在不明組合員のみなし自由脱退手続きに関する規約」にもとづき、以下のとおりすすめていきます。
(対象組合員) 2017年12月20日時点で、2016年と2017年の2期連続して郵便物(剰余金処分のお知らせ)が返送され、所在が確認できない組合員
(公示場所) 支所、店舗、福祉センター、組合員会館、組合員集會室、京橋事務所(本部)で掲示、ぱるタイムへの掲載、パルコープホームページ上の電子公告
(公示期間) 2017年12月21日～2018年2月9日まで
(閲覧場所) 支所、店舗、福祉センター、組合員会館、京橋事務所(本部)
(閲覧期間) 2017年12月21日～2018年2月9日まで
(閲覧内容) 対象組合員の組合員コード、組合員氏名
(閲覧資格) 以下の条件を満たす場合にのみ閲覧が可能です。
組合員本人および組合員と同一世帯に属する者であることが確認できた場合
(閲覧方法) 閲覧希望者は、各閲覧場所での「閲覧希望者名簿」に記入し、本人および組合員であることを証明するものを提示して下さい。閲覧にあたり、対象組合員名簿の転記およびコピーはできないものとします。
(閲覧後の処理) 本公示期間終了後、所在が確認できなかった組合員については、「みなし自由脱退」とみなし、生活協同組合おおさかパルコープ定款第10条第2項による「みなし自由脱退手続き」を理事会の承認により行います。その手続きの結果については2018年通常総代会で報告します。
(みなし自由脱退処理後の対応) みなし自由脱退処理後であっても、当該組合員本人からの申し出があれば、組合員としての権利は復活し、出資金は2018年3月20日時点の残高で組合員名簿に登録することとします。